

## 6 登録講習の修了証明書の写し

貸金業法第24条の36第1項に規定する内閣総理大臣の登録を受けた登録講習機関の講習修了証明書の写し。

【日本貸金業協会】の場合

登録講習機関が実施する講習に定められたカリキュラムの全てを受講し、修了基準を満たした方には、当該登録講習機関から講習の修了証明書が交付、またはダウンロード可能となります。

会場講習：全課程修了後交付

eラーニング講習：修了認定メール受信後、各月の指定された講習修了日以降に自身でダウンロード

受講する講習は修了証明書の講習修了日が登録申請日の前6ヵ月以内である必要があります。

登録講習受講後の申請には必ず提出が必要です。

申請の際には、必ず「修了証明書」の写しをご提出ください。原本を提出された場合、原本の返却はできませんのでご注意ください。

申請の種類	内 容
個人申請	資格試験に合格した日から10ヵ月以内に主任者登録の申請（申請書類郵送時の消印有効）をする場合は、登録講習機関が行う登録講習の受講は不要です。
団体申請	資格試験に合格した日から9ヵ月以内に主任者登録の申請（申請書類郵送時の消印有効）をする場合は、登録講習機関が行う登録講習の受講は不要です。

個人申請と団体申請では、登録講習が免除（申請に登録講習の修了証明書の写しが不要）になる期間が異なりますのでご注意ください。

7 P 「申請に係る書類等の期限について」参照

※登録講習の詳細については、日本貸金業協会のホームページをご覧ください。

### 修了証明書 見本

氏名 日本 太郎  
生年月日 昭和50年4月1日

この者は、貸金業法第24条の40の規定に基づく講習の課程を修了したことを証明します。

講習の修了年月日 令和●年10月4日  
交付年月日 令和●年10月4日  
修了番号 第T123456789号

（ご注意）

- 主任者登録の申請には、主任者登録の申請の前6ヵ月以内に行われた登録講習の修了証明書の写しを添付する必要がありますので、本修了証明書により主任者登録の申請が出来るのは令和●年4月3日（申請書類郵送時の消印有効）までとなります。
- 貴殿が主任者登録の更新を受けようとするときは、令和●年11月14日から令和●年3月14日まで（団体申請は2月14日まで）（申請書類郵送時の消印有効）に申請を行ってください。

修了証明書の下段に登録申請の可能期限（講習受講日から6ヵ月間）が記載されていますので、当該期限を十分ご確認ください。期限を過ぎた場合は、登録申請できません。

登録更新が可能な方には、更新申請の可能期間が記載されています。登録更新を受けようとする方は、当該期間に申請を行ってください。当該期間外の申請は「更新扱い」にはなりません。  
※更新申請の可能期間の記載がない場合は、登録更新の申請はできません。  
※「団体申請は不可」の場合は、団体申請で更新申請はできません。

33 P 「主任者登録の更新」参照